

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、三豊市山本町土地改良区の土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（ほ場整備事業）西ノ谷地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において平成29年12月22日から平成30年1月17日まで縦覧に供する。

平成29年12月15日

香川県知事 浜 田 恵 造